

議案第 84 号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和 45 年杉並区条例第 25 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「4, 000 円」を「5, 800 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 2 項の規定は、令和 9 年 4 月以後の月分の利用料について適用し、同年 3 月以前の月分の利用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

学童クラブの利用料を改定する必要がある。

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(利用料及び延長利用料)	(利用料及び延長利用料)
第4条 略	第4条 略
2 前条第1項の規定により学童クラブを利用する児童の保護者は、前項の規定にかかわらず、利用者1人につき月額 <u>5,800円</u> の利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。	2 前条第1項の規定により学童クラブを利用する児童の保護者は、前項の規定にかかわらず、利用者1人につき月額 <u>4,000円</u> の利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。
3 略	3 略